

交通事故における 法律問題 Q & A



東京都弁護士協同組合 専務理事・弁護士 安井 規雄

6月1日から、改正道路交通法（道路交通法の一部を改正する法律）が施行されました。

主な改正点は、

1. 自動車後部座席のシートベルト着用が義務づけられたこと
2. 自転車が歩道を通行できる要件が明確化されたこと
3. 高齢運転者標識の表示が義務づけられたこと
4. 聴覚に障害がある方の運転資格を見直したこと…などです。

本誌では、本会の法律相談でおなじみの弁護士安井規雄先生に今月号から、交通事故発生時の対処方法など日常業務や生活で発生する法律問題をQ&A方式でわかりやすく解説していただきます。

◆ ◆ 事 例 ◆ ◆

A社の従業員Bは、A社のワゴン車にて荷物を輸送中、交差点を通過しようとしたところ、C社の従業員Dが、C社の車を運転し、B運転車両の左方から左右をよく見ないで急に右折したため、B運転車両に衝突しました。この結果、Bは全治3ヶ月の傷害と、12級の後遺障害を負い、また同乗していた甲及び乙も負傷しました。



法律上どのような問題が生じますか。



交通事故が発生しますと、1つは、業務上過失致死傷罪による起訴という刑事上の問題、2つは不法行為による損害賠償請求の問題、3つは免許停止とか取消という行政上の問題です。また業務中の事故ですと労災の問題も生じます。



本件の場合、Bに対する民事上の責任は、誰が負うのですか。



まず、左右を良く見ないで急に右折しようとしたDがBに対し損害賠償責任を負います（民法第709条）。

次にC社は、Dの過失だから責任はないといえるかどうかですが、DはC社の従業員で仕事中的事故とされますので、民法第715条の使用人責任を負うことになります。また、Cは、自社の自動車を運行の用に供していることから、自動車損害賠償保障法第3条により運行供用者責任を負います。したがってDの行為による事故ですが、C社は損害賠償責任を免れません。



Bには、どのような損害が考えられますか。



本件では、傷害による損害と後遺症（12級）による損害があります。

第1 傷害による損害には、①積極損害（入通院治療費、入院付添費、入院雑費、通院交通費等）、②消極損害（休業損害）、③傷害慰謝料等があり、

第2 後遺症については、①逸失利益、②後遺症慰謝料等があります。



Bにも前方をよく見ていなかった事情があった場合、何か問題があるでしょうか。



損害発生につき、Bにも落度（過失）があった場合、過失相殺（民法第722条2項）が問題となります。過失相殺は、損害の公平な分担がその趣旨ですので、Bにも前方をよく見ていなかった事情があることから、過失相殺により、損害額が減少すると思います。



D運転の車両に同乗していた甲乙は、両名とも負傷しましたが、損害賠償請求に問題はないでしょうか。



好意同乗のケースを考えているかもしれませんが、本件では問題とはならないと思います。損害の公平な分担という趣旨から好意同乗として減額が問題となるのは、次のようなケースです。すなわち、運転者が酒を飲んでいて、事故を起こす可能性を認識しながら乗車し、事故が発生したケースにおける同乗者の損害賠償請求などが好意同乗の問題とされます。本件は、これとは異なると思います。



D運転車両に同乗していた乙は、車両の後部座席に座っていましたが、シートベルトをしていませんでした。損害賠償を請求するうえで何か問題はありますか。なお、事故は平成20年7月上旬に発生しました。



従来、後部座席に座る者について、シートベルトの着用は義務づけられていませんでした。しかし、今回の道路交通法の改正（平成20年6月1日施行）により、自動車の後部座席に座る者にもシートベルトの着用が義務づけられました（道交法第71条の3）。シートベルトは事故による身体への衝撃を最少限にとどめ、損害の発生の拡大を抑止する機能を有するものです（被害軽減対策）。したがって、後部座席に座っていた乙が、シートベルトを着用していれば、損害の拡大が避けられたならば、被害者の過失（落度）として、過失相殺の問題が生じると思います。

なお、現在、助手席同乗者に対する座席ベルト着用義務については、①疾病のため座席ベルト

を装着させることが療養上適当でない場合のほか、②政令において、負傷、妊娠等により、座席ベルトを着用することが適当でない場合、③身体が著しく大きく、または小さいため適切に座席ベルトを着用できない場合、④救急自動車に係る救急用務、または消防用車両に係る消防用務に従事する場合等には免除されています。

後部座席に係る座席ベルト着用義務についても、これを参考としつつ、着用義務の免除の必要性について検討し、今後政令の規定を整備することとしています。



座席ベルト着用義務に違反した場合、罰則はあるのですか。この場合の運転者はどうなりますか。



座席ベルト着用義務に違反した場合の罰則は設けられていませんが、座席ベルトを着用せずに運転した場合や、助手席に座席ベルト非着用者を乗せて運転した場合は、その運転者に対して行政処分の基礎点数を付与することになります。



A社の自動車に損害が発生し、修理をしなければならなくなりましたが、これはどうなりますか。



物損としてA社は、D及びC社に対し損害賠償を請求することができます。物損については、修理費、買換差額、買換のための登録手続費用、評価損、代車使用料、休車損金（営業車の場合）等が問題となります。



C社はDから事故の連絡を受けた場合、どうしたらよいでしょうか。



C社及びDとしては、法的な義務ではありませんが、Bに対し謝罪やお見舞い等を迅速に行うとともに、契約している損害保険会社に対し速かに連絡をとることです。



損害額等に争いがあり、なかなか解決が見つからない場合はどうしたらよいでしょうか。



交通事故の紛争解決機関には裁判外の機関として、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターなどがあり、裁判上にては、簡易裁判所への調停の申立、最終的には裁判所における訴訟による解決です。



交通事故による損害賠償は、いつまで請求できるのですか。つまり時効はどうなっていますか。



民法上は、損害及び加害者を知った時から3年間、不法行為の時から20年間であり、自賠責保険については、2年間です。